

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和4年7月15日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村 山 秀 幸

同 菊 地 健太郎

同 武 田 聡

行 第 1 5 号
令和4年7月1日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容
62	指摘事項	(市の指定管理料の確認体制について) 市は指定管理期間中に毎年度及び事業終了時に事業報告を受けるが、その内容確認を実施する際、適正な契約事務の体制構築を促すように指導を行うとともに、事業報告の際のチェック項目を標準化する等して、一定水準で事業報告書の内容確認を行う体制を構築する必要がある。	山形市	総務部 企画調整部	行政経営課 文化振興課	指定管理者の契約事務の確認・指導については、実地調査時の取組を強化をすることとした。現行のモニタリングガイドラインに、具体的なチェック項目を盛り込んだ「実地調査票」を新たに追加し、適正に確認・指導できるよう措置した。
70	指摘事項	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	情報セキュリティ基本方針を定めた。
119	指摘事項	(市の指定管理料の確認体制について) 市は指定管理期間中に毎年度及び事業終了時に事業報告を受けるが、その内容確認を実施する際、適正な契約事務の体制構築を促すように指導を行うとともに、事業報告の際のチェック項目を標準化する等して、一定水準で事業報告書の内容確認を行う体制を構築する必要がある。	山形市	総務部 商工観光部	行政経営課 観光戦略課	指定管理者の契約事務の確認・指導については、実地調査時の取組を強化をすることとした。現行のモニタリングガイドラインに、具体的なチェック項目を盛り込んだ「実地調査票」を新たに追加し、適正に確認・指導できるよう措置した。